

文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年十月七日

文京区長 成 澤 廣



文京区条例第四十号

文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成二十六年九月文京区条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十一条・第五十二条」を「第五十一条―第五十二条」に改める。

第二条第六号を次のように改める。

六 満三歳未満等小規模保育事業 児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）をいう。

第二条第六号の次に次の一号を加える。

六の二 満三歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業（同項第三号に掲げる事業に限る。）をいう。

第二条第十一号の次に次の三号を加える。

十一の二 教育認定子ども 法第二十七条第一項に規定する教育認定子どもをいう。

十一の三 満三歳以上保育認定子ども 法第二十七条第一項に規定する満三歳以上保育認定子どもをいう。

十一の四 保育認定子ども 法第二十九条第二項に規定する保育認定子どもをいう。

第二条第二十三号中「第四十三條第二項」を「第四十三條第四項」に改める。

第六条第二項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第三項中「同条第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満三歳以上保育認定子ども又は満三歳未満保育認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもを除く。）」に改める。

第七条第二項中「法第十九條第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第十三條第四項第三号中「法第十九條第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「法第十九條第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満三歳以上保育認定子ども」に改める。

第十五條第一項第四号中「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十五條」を「文京区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和六年十二月文京区条例第四十二号）第五十二條」に改める。

第二十五條中「幼稚園」を「学校教育法第一条に規定する幼稚園」に、「学校教育法」を「同法」に改める。

第三十五條第一項中「法第十九條第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第二項中「法第十九條第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満三歳以上保育認定子ども」に改め、同条第三項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満三歳以上保育認定子ども」と、「同号」

とあるのは「同条第二号」に、「同条第四項第三号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第四項第三号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ(イ)中「満三歳以上保育認定子ども」とあるのは「満三歳以上保育認定子ども」に改める。

第三十六条第一項中「法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満三歳以上保育認定子ども」に改め、同条第二項中「法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満三歳以上保育認定子ども」に、「同条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第三項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満三歳以上保育認定子ども」に、「同条第四項第三号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第四項第三号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ(イ)中「満三歳以上保育認定子ども」とあるのは「満三歳以上保育認定子ども」に改める。

第三十七条第二項を次のように改める。

2 特定地域型保育事業者(満三歳以上限定小規模保育事業者(満三歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。))を除く。)は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満一歳に満たない小学校就学前子どもと満一歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

一 家庭的保育事業、満三歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第十九条第三号に掲げる小学

校就学前子どもに係る利用定員

二 事業所内保育事業 法第四十三条第三項に規定する労働者等監護満三歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第三十七条に次の一項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満三歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満三歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第三十九条第二項中「特定地域型保育事業者」の下に「（満三歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を、「この章」の下に「（第四十三条第一項を除く。）」を加え、同条第四項中「満三歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「これらの項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満三歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満三歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満三歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第四十条第二項及び第四十一条中「満三歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第四十二条第一項第一号中「満三歳以上限定小規模保育事業者を除く。第六項、第七項及び第十一項において同じ。」により特定地域型保育（満三歳以上限定小規模保育を除く。第六項及び第十一項において同じ。）に、「小学校就学前子ども」を「法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子ども」に改め、「以下この号及び」を削り、同

条第七項各号列記以外の部分中「ものに限る。」の下に「又は満三歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を、「行う施設」の下に「又は事業所」を加え、同条中第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 特定地域型保育事業者（満三歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第一項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第三号に係る連携協力を求めることを要しない。

第四十三条第一項中「教育・給付認定保護者」の下に「（満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加える。

第四十四条中「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十五条」を「文京区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第五十二条」に改める。

第四十六条第七号中「第三十九条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第四十七条第一項及び第二項ただし書並びに第四十九条第二項中「満三歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第五十条中「満三歳未満保育認定子どもに限り、特定満三歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第十四条の見出し中「施設型給付費等」とあるのは「地域型保育給付費等」と、同条第一項」を「第十四条第一項」に改め、「関する規程」の下に「と、第二十五条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第二十七条の二第一項各号、学校教育法第一条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては同法第二十八条第二項において準用する認定こども園法第二十七条の二第一項各号）」とあるのは「各号」」を加える。

第五十一条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（特別利用地域型保育の基準）」を付し、同条第一項中「特定地域型保育事業者」の下に「（満三歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」

を加え、「法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第二項中「法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「次条第一項」を「第五十二条第一項」に、「法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満三歳以上保育認定子ども」に改め、同条第三項中「いう。次条第三項」の下に「及び第五十二条第三項」を、「この章（」の下に「第三十七条第三項、第三十九条第三項及び」を加え、「含む。次条第三項」を「含む。第五十二条第三項」に改め、「以下この章」の下に「（第四十三条第一項を除く。）」を加え、「同号又は同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第五十二条第一項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども及び満三歳未満保育認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもを除き、第五十二条第一項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる満三歳以上保育認定子ども」に、「同条第三号」を「法第十九条第三号」に、「教育・保育給付認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第五十一条の二 特定地域型保育事業者（満三歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第四十六条第一項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満三歳以上保育認定子どもの総数が、

第三十七条第三項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第一項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第三十七条第二項、第三十九条第二項及び第四十条第二項を除き、第五十条において準用する第八条から第十四条まで（第十条及び第十三条を除く。）、第十七条から第十九条まで及び第二十三条から第三十三条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第三十九条第三項中「第十九条第二号」とあるのは「第十九条第一号」と、「満三歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満三歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第二号」と、「教育・保育認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満三歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるように、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第四十三条第一項中「教育・保育給付認定保護者（満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第二項中「法第二十九条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第三十条第二項第二号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「前二項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第十三条第四項第三号ア又はイに掲げるものを除く。）」に要する費用」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「前三項」とする。

第五十二条第一項中「特定地域型保育事業者」の下に「（満三歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定

子ども」を「満三歳以上保育認定子ども」に改め、同条第二項中「法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満三歳以上保育認定子ども」に、「同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第一項）を「満三歳未満保育認定子ども（第五十一条第一項）」に、「法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育・保育給付認定保護者（満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満三歳以上保育認定子ども」に、「令第四条第一項第二号に規定する満三歳以上保育認定子どもをいう」を「特定満三歳以上保育認定子どもを除く」に改める。

付則第四条中「特定地域型保育事業者」の下に「（満三歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第六条第三項の条例で定める日）

2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）附則第六条第三項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。